

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて（技術的助言）

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（は）項第4号及び同法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第2号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」の取扱いについては、これまで「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け建設省住指発第225号、住街発第94号）により「騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設である社会福祉施設」が該当する旨示してきたところであるが、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）（別紙）において、「住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する」こととされるなど、「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについてさらに明確化することが求められている。

このため、建築基準法別表第2（は）項第4号及び同法施行令第130条の4第2号に規定する「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

#### 記

以下に掲げる事業を行う建築物のうち、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがないものについては、建築基準法別表第2（は）項第4号及び同法施行令第130条の4第2号に規定する「老人福祉センターその他これに類するもの」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、当該建築物を「老人福祉センターその他これに類するもの」として取り扱った場合であっても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）における当該建築物の取扱いについては、これらの法の趣旨に鑑み、従前と変わらないことに留意されたい。

また、適正な運用を図るため、福祉担当部局等の関係部局と日常的に情報共有を行うなど、緊密に連携していただきたい。

- 一 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 二 介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 三 介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院又は診療所以外のもの
- 四 介護保険法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院又は診療所以外のもの
- 五 介護保険法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院、診療所又は店舗以外のもの
- 六 介護保険法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 七 介護保険法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 八 介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 九 介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 十 介護保険法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院又は診療所以外のもの
- 十一 介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院又は診療所以外のもの
- 十二 介護保険法第 8 条の 2 第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院、診療所又は店舗以外のもの
- 十三 介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 十四 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 十五 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第 1 号イに規定する第一号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）第 2 第 4 項（1）に掲げるサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 十六 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第 1 号ハに規定する第一号生活支援事業であって、前号に規定するサービスに準じるサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 十七 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター

# 規制改革実施計画

平成 27 年 6 月 30 日

閣 議 決 定

## (2) 個別措置事項

### ① 空きキャパシティの再生・利用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	建築物の用途変更時等における規制の見直し①(廃校の利活用促進)	廃校の利活用を容易なものとするため、安全性を確保しつつ、事業者にとっての選択肢が拡大するよう性能規定の更なる合理化等の検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省
2	建築物の用途変更時等における規制の見直し②(既存不適格建築物の用途変更時に係る規制の運用の整理・明確化)	既存不適格建築物の用途変更に係る規制について、関係者の要望・意見を踏まえ、特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省
3	建築物の用途変更時等における規制の見直し③(既存不適格建築物の増築時に係る規制の見直し)	吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省
4	建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省
5	建築物の用途変更時等における規制の見直し⑤(用途変更を伴う建築行為に係る基準の見直しと運用の改善)	用途変更を伴う建築行為について、関係者の要望・意見を踏まえ、既存不適格建築物を用途変更する際に適合させる基準の内容や必要となる手続の事例等を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省
6	<u>用途地域における建築物制限の緩和①(住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置)</u>	<u>住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する。</u>	平成27年措置	国土交通省